

往診料金のご案内

R1.10～ 保険改定

【口腔ケア】

- 虫歯、歯周病治療をはじめとする「治療」に対し口腔内のクリーニング、歯茎のマッサージ等の処置は「口腔ケア」と呼ばれており、医療保険ではなく「介護保険」の適用にて実施しています。
- 介護保険は「居宅療養管理指導料(歯科医師・歯科衛生士)」を算定します。介護保険被保険者証をご提示いただきます。
- 自己負担は以下のように月の回数や負担割合によって異なります。

回数/月	自己負担額/1回あたり			自己負担額/月合計			備考
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
1回	877円	1,754円	2,631円	877円/月	1,754円/月	2,631円/月	歯科医師 歯科衛生士
2回	877円	1,754円	2,631円	1,754円/月	3,508円/月	5,262円/月	歯科医師 歯科衛生士
3回	361円	722円	1,083円	2,115円/月	4,230円/月	6,345円/月	歯科衛生士
4回	361円	722円	1,083円	2,476円/月	4,952円/月	7,428円/月	歯科衛生士

※医療保険自己負担額はご本人様の自己負担率(1割又は3割)によって変わります。

※障害者医療証をお持ちの方は、医療費負担はありませんが、介護保険の居宅療養管理指導料のみご負担いただきます。

※毎月、保険証を確認させていただきますので、ご提示ください。

【歯科治療】

- 虫歯、抜歯、義歯調整、歯石除去、等の処置は「医療保険」の適用になります。
 - 義歯の作製などの高額な治療費が発生する場合には、ご家族の方に了承を頂いてから、治療を行います。
- ※当院の訪問診療は、治療と並行して口腔ケアを行います。
治療と口腔ケアをしっかり行う事でお口と全身の健康が保たれます。
食べられるお口作りを目指しましょう。
不明な点など御座いましたら、いつでもご相談ください。

たむら歯科

〒253-0052 茅ヶ崎市幸町 23-11-4

TEL:0467-84-4618

FAX:0467-84-4621